

運営・維持管理委託仮契約書(案)に対する質問・意見への回答

	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
97	1	第1条	第1項		総則	契約書とは運営・維持管理委託契約を指すものと理解してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。明確となるよう契約書を修正します。
98	2	第4条	第1項 (別紙2)		契約の保証	入札説明書 1(4)にあります通り、契約保証金に代えて、履行保証保険の付保またはこれと同等の保証契約を締結し、当該保証証券の差し入れ(金額は翌年度支払額の5%)でもよろしいでしょうか。	履行保証保険の付保またはこれと同等の保証契約を締結し、当該保証証券を差し入れることで契約保証金は免除します。なお、入札説明書案で5%としたものを10%に訂正します。したがって、毎年、翌年度業務が開始されるまでに、「{(固定費相当分)+(変動費単価×処理予定量)}×0.1」により算定される金額の契約保証金の納付または履行保証保険の付保等をしてください。
99	2	第5条	第4項		業務遂行	「要求水準書に記載する基準値」とありますが、これは施設運営業務の要求水準7頁に記載される公害防止基準のことと理解してよろしいでしょうか。	設計建設要求水準書P13以降に記載される「表 性能試験の項目と方法(引渡し時試験)」に示す項目です。
100	3	第5条	第5項		業務遂行	「乙は、本業務に関する住民からの苦情等に対応し、その解決を図るものとする。この場合、甲は、かかる紛争の解決につき、乙に協力するものとする。」とありますが、本施設の設置及び本事業の実施に関する事項(通常避けることのできない騒音・振動等を含むがこれらに限られないものとします。)についての住民からの苦情は、甲の責任により対応・解決されるものと理解してよろしいでしょうか。	甲は、本施設の設置に関する住民からの苦情等については、これらの対応及び解決を図る義務を負いますが、それ以外の住民からの苦情等については、乙の責任で解決することになります。
101	3	第5条	第5項		業務遂行	甲が締結することとなる住民協定等について、甲は住民との締結の前にその内容につき、本施設を15年間運営・維持管理する乙と別途協議のうえ乙の同意を得るものと理解してよろしいでしょうか。	住民協定の締結等は政策判断であることから、乙の同意を条件とすることはできません。
102	7	第18条	第4項		委託料の改定	物価変動による改定委託料の算定方法については今後明らかにされるものと理解してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
103	7	第19条	第1項		委託料の減額又は支払停止	「第15条による甲の業務遂行状況のモニタリングの結果その他運営・維持管理委託契約の履行状況等に基づき、本業務について運営・維持管理委託契約に定める内容を満たしていない事項が存在することが判明した場合、甲は、乙に対して別紙3に定めるところにしたがって委託料につき減額又は支払停止することができるものとする。」とありますが、モニタリング項目や減額の基準、方法については今後明らかにされると理解してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
104	8	第26条	第2項		第三者への賠償	「甲は、前項の定めるところに従って、乙が賠償すべき損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。」とありますが、具体的にどのような事態を想定されていますでしょうか。	乙の業務に関して住民等が損害を被った場合でも、乙の使用者として組合に対して当該損害の賠償の請求があった場合には、組合が支払いに応じることがあります。この規定は、この場合において組合が支払った損害賠償金を乙に求償するときのことを想定して規定されています。
105	10	第31条	第3項	(1)	法令変更によって発生した費用等の負担	税制度に関する法令変更のうち、本業務に直接関係する税制度・変更に関するものは、SPCの利益に対して直接課税されるもの以外及び外形標準課税以外のものとの理解でよろしいでしょうか。	本事業、DBO事業、廃棄物処理事業を限定的に対象とする税制が該当します。
106	10	第32条			運営・維持管理委託契約の終了	また～以降、「一方当事者」とは、貴組合のことを意味しているのでしょうか。	組合に限りません。
107	10	第35条	第1項	(1)	甲の解除権	「業務に際し」とありますが、これは「本業務に際し」との理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。

	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
108	11	第37条			不可抗力又は法令変更による契約解除	「甲又は乙は、不可抗力の発生又は法令変更により、本業務の遂行が著しく困難であるか又は過分の費用が生じると認められる場合に、第29条第2項又は第31条第2項の定める協議のうえ(協議をする場合は、両者の合意が前提になるものと思料します。)、運営・維持管理委託契約を解除できるものとする。」とありますが、不可抗力、法令変更については、入札説明書 2(3)にて、「一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、組合及び事業者は、特定事業契約を解除することができるものとする。」となっており、本条と矛盾します。よって、不可抗力又は法令変更による解除について、入札説明書 2(3)に記載されるものと同様の内容に修正する必要があるものと思料します。また、この場合「一定の期間」について、具体的に記載して頂けないでしょうか。	本条を次のとおり修正します。 「第37条 甲又は乙は、第29条第2項又は第31条第2項の定めるところでなされた協議が協議開始から[60]日を経過しても整わない場合に、不可抗力の発生又は法令変更により本業務の遂行が著しく困難であるか又は過分の費用が生じると認められるときは、第29条第3項又は第31条第3項に基づく対応方法についての甲の通知がない限り、運営・維持管理委託契約を解除できるものとする。なお、乙は、本条に基づく解除をするにあたり、第29条第3項又は第31条第3項に基づく対応方法についての通知を甲が行わないことを事前に確認しなければならない。」
109	11	第37条			不可抗力又は法令変更による契約解除	不可抗力、法令変更、及び甲の責に帰すべき事由によって契約解除となったときには、乙について生じた追加費用や損害については、合理的な範囲で甲が負担するものと理解してよろしいでしょうか。	甲が負担するのが合理的であると甲が判断した費用に関しては甲が負担します。
110	12	第42条	第2項		知的財産権	「第4項の規定に基づく成果物及びの使用」とありますが、これは「第4項の規定に基づく成果物及び成果物の使用」との理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。契約書を修正します。
111					搬入禁止物	ごみの搬入についての甲乙の責任範囲や搬入禁止物混入時の甲乙の責任範囲については、長期の運営にあたり契約上明確化しておくことが必要と思料いたしますので、これらに関する規定は今後、運営・維持管理委託契約に追加されるものと理解してよろしいでしょうか。また、規定のごみ質の範囲内に属するごみの搬入は甲の責任範囲であること、及び搬入禁止物混入(詳細については別途合意が必要と思料致します)の際には、乙が処理不適物を発見することが不可能であったと合理的に認められれば、乙について生じた追加費用や損害については、合理的な範囲で甲が負担するものと理解してよろしいでしょうか。(実施方針に対する質問・意見への回答No.38)	ご質問のとおりです。